

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
<p>教育庁 教育振興室 保健体育課</p>	<p>下記工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過小となっていた。</p> <p>工事完了日：平成 31 年 3 月 26 日（検査日：平成 31 年 3 月 29 日）</p> <table border="1" data-bbox="498 596 1486 835"> <thead> <tr> <th data-bbox="498 596 1288 667">契約名称</th> <th data-bbox="1297 596 1486 667">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 667 1288 835">大阪府立体育会館防犯カメラ新設機能強化及び録画機器新設工事</td> <td data-bbox="1297 667 1486 835">1,296,000円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	金額	大阪府立体育会館防犯カメラ新設機能強化及び録画機器新設工事	1,296,000円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。</p> <p>また、固定資産計上基準表等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> 別表 4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>	<p>当該工事について、固定資産計上基準表、新公会計制度事務マニュアル等に基づき、公有財産台帳に登載することにより、是正を行った。今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領の規定に則って、適正な事務処理に努める。</p> <p>また、会計事務を担当する職員を対象とした課内研修で新公会計制度事務マニュアルを使用して周知徹底を図った。</p>
契約名称	金額						
大阪府立体育会館防犯カメラ新設機能強化及び録画機器新設工事	1,296,000円						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月3日から同年7月11日まで）